

船舶事故等調査報告書

平成21年10月1日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009那第33号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年4月23日 18時00分ごろ	
発生場所	鹿児島県大和村大山崎灯台から真方位349°16海里付近 (概位 北緯28°37.3′ 東経129°17.0′)	
事故等調査の経過	平成21年5月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第三弘漁丸、9.97トン KG2-1746（漁船登録番号）、個人所有 B 漁船 十八億丸、9.44トン KG2-1778（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型船舶操縦士 B 船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	A 左舷船首部外板に長さ約30cmのき裂（自力航行可能） B 球状船首に軽い擦過傷	
事故等の経過	A船は、大山崎灯台北北西方沖の漁場において漁具投入作業中、B船は、浮き魚礁付近に到着して前進中、平成21年4月23日18時00分ごろ、A船の左舷船首とB船の船首とが衝突した。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、漁具投入作業中で適切な見張りを行わなかった可能性があると考えられる。 B船は、浮き魚礁付近に到着した際、適切な見張りを行わず、A船に気付かず前進の惰力を停止しなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、大山崎灯台北北西方沖において、A船及びB船が適切な見張りを行わなかったため、両船が衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。	